

沓崎市農業委員会定例会（令和3年2月）

議 事 録

1. 開催日時 令和3年2月25日（木） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 大会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
 - 第2. 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 9号 非農地証明願について
 - 議案第10号 沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第11号 沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第12号 令和2年度農用地利用集積計画の承認について（第6回）

7. その他

- 事務局 皆さん改めましてお早うございます。
ご案内の時間前ではありますけれども、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和3年2月の農業委員会の総会を開催致します。
本日は、…委員さんから欠席の届けが出ております。
本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。
- 議長 【会長挨拶】
- …委員 議長
- 議長 ……委員
- …委員 議事に入る前に前回の農業委員会を無断で欠席致しまして誠に申し訳なく思っております。皆さんには大変ご迷惑をお掛けしました。今後は気をつけます。一寸、親父が亡くなったもので、農業委員会の日にちを忘れておりましたので、申し訳なく思っております。皆様どうも申し訳ありませんでした。

議長

それでは、早速議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「老岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・番・・委員、・番・・委員をお願いを致したいと思えます。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致しますが、・番は・・委員の關係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致します。

----- (・・委員退席) -----

事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

6番土地の所在

郷ノ浦町釘山触	字釘山	・・・・・	地目	田	面積	1,052 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	134 m ²
郷ノ浦町志原西触	字鳥越	・・・・・	地目	田	面積	563 m ²
郷ノ浦町志原西触	字北原	・・・・・	地目	田	面積	488 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	268 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	462 m ²
同じく		・・・・・	地目	田	面積	700 m ²

計 田が7筆で3, 667㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が32, 494㎡、畑が31, 259㎡、計63, 753㎡です。

申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人へ売却する。

譲受人 買い受けて引き続き耕作する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具はトラクター、コンバイン、タイヤショベル、マニアスプレッダー、モアコンディショナー、ロールベラー、2tトラック、ダンプ等を所有してあります。構成員は4名、常時雇用者7名、パート職員3名で農作業に従事されています。通作距離は遠いもので2.2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人である為、適用はありません。

「下限面積要件」は問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付けるということであり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月18日に・・委員さんと本人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。本来ならば、・・委員さんの担当地区の案件でございますが、議事参与の制限によりまして・・委員さんが退席をされておりますので、代わりまして補足説明をさせていただきます。

18日に事務局と・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。一部は山の奥で既に耕作をしてありますし、また一部は郷ノ浦の消防署の前で大半は耕作をされてある訳ですけど、中には湿田地区でもありまして耕作放棄みたいな感じにもなっております。

そういう中でこのような提案で耕作放棄地が少しでも解消されるのは大変良い事ではないかと思っております。

ご承知の様に・・畜産は、牛を何百頭と飼育されており飼料の確保に一生懸命になっておられます。そういう事も含めまして、皆様のご審議

をよろしくお願ひ致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号6番は決定いたします。

----- (・・委員入席) -----

それでは、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。

土地の所在

郷ノ浦町若松触	字泉ヶ山	地目	田	面積	5 9 1 m ²
郷ノ浦町若松触	字原	地目	田	面積	1, 8 5 2 m ²
郷ノ浦町若松触	字岳ノ久保	地目	畑	面積	7 8 2 m ²
郷ノ浦町若松触	字迎ノ原	地目	畑	面積	8 6 8 m ²
同じく		地目	畑	面積	3, 6 8 3 m ²
同じく		地目	畑	面積	5 0 4 m ²
同じく		地目	畑	面積	4 9 5 m ²
同じく		地目	畑	面積	1, 9 9 3 m ²
同じく		地目	田	面積	1 0 1 m ²
同じく		地目	畑	面積	3 5 5 m ²

田が3筆で2, 5 4 4 m²、畑が7筆で8, 6 8 0 m²、計10筆で11, 2 2 4 m²

譲渡人、.....

譲受人、.....

経営地は、田が8, 1 8 4 m²、畑が1 8, 6 7 0 m²、計2 6, 8 5 4 m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ経営の一部を移譲する。

譲受人 譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具は、トラクター、2 t ダンプ、軽トラを所有してあります。ディスクモーターはリースされてあります。農作業暦は本人が1年ではありますが、お父さんの指導を受けながら従事されてあります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で今までどおり飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満

たしていると考えます。2月18日に・・・委員さんと譲渡人・譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、引き続きですけれども事務局から只今説明があった通りでございます。島外から息子さんが昨年4月に帰省されまして子供さん3人とご家族5人で後継者として帰って来て頑張っておられます。お父さんもタバコ耕作で頑張っておられます。

また、農協の理事等を勤められて大変農業に一生懸命な方です。その中で最近家族経営協定を締結されて、地域でも数少ない専業農家としての後継者でございます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号7番は決定いたします。

続きまして、議案第9号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願い致します。議案第9号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

2番 土地の所在

芦辺町深江鶴亀触 字小田・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積
77㎡

転用目的 進入路

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地は、昭和48年頃に芦辺町深江鶴亀触字小田・・・に居宅を建築した時から進入路として利用し現在に至っている。というものです。位置図、写真は3頁から4頁です。2月18日に・・・委員さんと家屋購入者の・・・さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。只今、事務局方からご説明がありました通り2月18日に・・・さん立ち会いの下に現地確認を行いました。

4頁の写真を見て頂きたいと思いますが赤線で囲まれた部分が申請農地でありまして、奥に家屋が見えると思いますが、その家屋の建築時から宅地の一部として利用されていたという事でありまして。

別に問題はないというふうに考えておりますが、皆様のご審議をよろしく

お願い致します。

議長

以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号2番は決定致します。

続きまして、議案第10号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、5頁をお願いします。

議案第10号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする必要がある。

1番 土地の所在、

勝本町百合畑触 字城山 ・ ・ ・ ・ ・の一部 地目 田 面積 4,073㎡のうち193㎡

除外目的、進入路用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地に太陽光発電施設への進入路が必要な為、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。

6頁の申請地位置図をご覧ください。青線で囲まれた所に太陽光発電施設を建設したいとの事で、農振の除外が令和2年2月14日に完了をいたしております。当初は自己資金で資材等の搬入は閑散期に行うという計画でありまして、県の了解も得ていた所ではありますが、今回、借入金により行うというでの計画変更があつておりまして、その場合には進入路の確保が必要とのことで今回の除外申請になったという事であります。

2月18日に・・委員さんと申請人の旦那さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・番・・委員。

・・委員

皆さんお早うございます。地区担当の・・です。2月18日に申請者のご主人原さんと現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明の通りであります。前任の農業委員さんの案件でもありますので、皆様のご意見をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号の1番は決定いたします。

続きまして、議案第11号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、9頁をお願いします。

議案第11号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

郷ノ浦町物部本村触 字石倉 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 1,561㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地に牛舎を建築し、残りを牛の運動場及び飼料置場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。2月18日に・ ・ 委員さんと申請人と申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員

議長。

議長

はい、・番・ ・ 委員。

・ ・ 委員

皆さんお早うございます。説明の通り18日に本人さんと現地を確認致しました。

お父さんと親子と一緒に農業をされてありますけれども、令和元年に認定農業者にもなられ本格的にとりくみたいという事で12頭規模の繁殖育成牛舎を建築して取り組みたいという事でありまして。壱岐の畜産を支えてくれるものだと期待しておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号1番は意見を付して回答致します。

続きまして、・番は・ ・ 委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致します。

-----（・ ・ 委員退席）-----

事務局

事務局の説明を求めます。

はい、2番 土地の所在、

芦辺町湯岳興触 字久保頭 ・ ・ ・ ・ ・ の一部 地目 畑

面積 1,367㎡のうち30㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請し

ます。というものです。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。2月18日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。・・・です。本来ならば、・・・委員さんの担当地区の案件であります。議事参与の制限によりまして・・・委員さんが退席されておりますので、代わりに補足説明をしたいと思います。

2月18日に事務局と・・・さん立ち会いの下、現地確認をしました。

16頁の土地利用計画図を見て頂いたらわかりますが、601番1と601番2の土地を利用して農業用の倉庫を建築したいという事があります。

何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号2番は意見を付して回答致します。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在、

石田町池田仲触 字柏木 ・・・・ 地目 田 面積 498㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・

申請理由、申請地に牛舎を建築し、残りを飼料置場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。2月18日に・・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。只今、事務局から説明があった通り18日に現地を確認致しました。

・・・さんは、勤めをされながら農業を行っております。今回、この既存の牛舎の前に6頭程の牛舎を建築して増頭を計画されております。

申請地周辺は牛舎と道路でありますので、何ら問題はないと考えております。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号3番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第12号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、20頁をお願いします。

議案第12号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度6回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は68件、借手が37人、貸手が66人です。

田が106筆で118,513㎡、畑が58筆で85,179㎡、合計が164筆で203,692㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、21頁～25頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、この件につきましては、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第12号も決定致します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①3月の定例会の日程 令和3年3月25日（木） 10時～

②2月15日に非農地通知書を発送したので、報告します。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。